

平成二十一年九月十六日提出
質問 第八号

外務省在外職員に支給される配偶者手当に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省在外職員に支給される配偶者手当に関する質問主意書

「政府答弁書一」（内閣衆質一七一第六四六号）及び「政府答弁書二」（内閣衆質一七一第五九〇号）、
「政府答弁書三」（内閣衆質一七一第五一七号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書三」で、「海外駐在員を有する主要民間企業に対して、毎年十月頃に海外駐在員への諸手当について照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、当該民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えるが、家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業が多く、外務省の在外職員に対する配偶者手当は、民間企業との比較においても妥当な制度となつていと認識している。」との答弁がなされていることを受け、過去の質問主意書で、「家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程度の差を設けている企業」は何社あるかと問うたところ、「政府答弁書二」では「照会を行った民間企業との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。過去の質問主意書で、右の企業数のみをそれぞれ明らかにすることで、どのような支障が生じるというのかと問うたところ、「政府答弁書一」では「お尋ねについては、外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされて

いる。言うまでもなく、外務省在外職員に対して支給されている配偶者手当は、国民の税金を原資として
いるものである。そうである以上、その額がどのような根拠の下決められているのか、どのような民間企業と
の比較の上で、社会通念上妥当なものと同省が認識しているのか等について、可能な限り国民に対して情
報を開示する必要があると考える。右の「政府答弁書一」の答弁にある様に、同省部内でのみ参考にする
との前提で照会を行ったことを理由に、右の企業数を明らかにすることを避けるのでは、国民の理解を得
られないのではないか。

二 外務省大臣官房による照会の対象となった民間企業の数については、外務省は「政府答弁書二」におい
て八社であることを既に明らかにしており、一の「家族を同伴する場合としない場合で手当の額に二割程
度の差を設けている企業」の数について明らかにしたところで、その企業名等、個別具体的に企業が特定
され得る情報を明らかにしない限り、対象となった民間企業が不利益を被ることはないと考ええる。また、
仮に右の企業数について明らかにすることが、照会に応じた民間企業との信義に悖るといふのなら、事前
に各企業の了解を取れば問題はないとも思料するところ、同省として、右の企業数を明らかにすることを
求める。

三二で触れた様に、外務省大臣官房による照会の対象となつてゐる民間企業の数はずか八社である。過去の質問主意書で、わずか八社という少ないサンプル数による比較が、果たしてどれだけ正確な社会通念を表していると言えるのか、また、これら八社に限らず、他の中小規模の企業も含めた、より広範かつより正確に社会通念を反映した、同省の配偶者手当と類似した手当のあり方についても照会を行うべきではないのかと問うたところ、「政府答弁書一」では「外務省の在外職員との比較を行うため、世界各地に海外拠点を有し、相当数の海外駐在員を派遣している民間企業を対象に照会を行っているものであり、外務省としては、適切と考えている。」との答弁がなされている。では、同省による照会の対象となつた八つの民間企業につき、それぞれ世界何力国に拠点を有し、どれだけの海外駐在員を派遣しているのかを明らかにし、同省がわずか八社のサンプル数による照会で十分に社会通念を反映していると考えられる根拠を示されたい。

右質問する。